



27 嘉庁第42号
平成27年8月21日

嘉麻市新庁舎施設整備等審議会
会長 井原 徹 殿

嘉麻市長 赤間 幸 弘



新庁舎建設に伴う下記事項について、嘉麻市新庁舎施設整備等審議会条例（平成27年3月16日嘉麻市条例第2号）第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 新庁舎建設基本計画（案）に関する事。
- 2 支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能に関する事。
- 3 その他新庁舎施設整備等に関し、市長が特に必要と認める事項に関する事。

諮問理由

本市内には4つの市庁舎が存在しますが、どの庁舎も建築から30年以上が経過し、老朽化が顕著となってきています。また、各庁舎とも狭隘なため、分庁方式を取らざるを得ず、行政のサービスの分散化などによる市民サービスの低下、バリアフリーや防災対策、情報化などへの対応など、現在の庁舎は多くの問題を抱えています。

また、嘉麻市行政改革審議会においても、嘉麻市の将来における危機的な財政状況を危惧する意見が示され、財政状況の改善を図る1つの手段である、分庁方式の解消、行政組織の効率化、職員の削減等を実現するためにも、庁舎問題の解決が必要不可欠であると指摘されているところであります。

財源の乏しい本市においては、新庁舎建設に対する有利な財源である合併特例債を活用できる期限での早急なる対応が求められるところであり、その状況を踏まえ、事業の推進を図るべく、このたび支所のあり方等を含む、新庁舎建設に係る基本計画を策定することといたしました。

この新庁舎建設の取り組みは、本市の将来のまちづくりの方向性を定める重要な事業の1つであると考えており、市民の皆さんの関心も大変高い事業でもあります。

以上のことから、貴審議会におかれましては、更なる市民の皆さんの安心・安全の確保、新庁舎に求められる機能など、本市をめぐる多岐にわたる課題に対し、広く市民に利用され、親しまれる庁舎整備につきまして、大所高所からの調査審議をお願いし、支所のあり方も踏まえた新庁舎施設整備の取り組みに対し、答申を賜りたく諮問する次第であります。